

射水市請負工事等入札参加者の資格審査及び指名業者の選定に係る委員会規程

平成20年4月1日

訓令第25号

射水市請負業者指名選考委員会規程(平成17年射水市訓令第30号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 射水市において発注する建設工事の請負について、円滑な事務の運営を図り、工事の適正な履行を期するため、入札に参加する者(以下「参加業者」という。)の資格審査及び指名競争入札に参加する者(以下「指名業者」という。)の選定に関し、必要な委員会を設置する。

(資格審査委員会)

第2条 一般競争入札及び指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)における参加業者の資格を審査するため、射水市請負工事等資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。

- 2 審査委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員若干人をもって組織する。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 4 副委員長は、財務管理部長をもって充て、委員長に事故があるとき、又は不在のときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長及び教育委員会事務局長並びに財務管理部次長、都市整備部次長及び上下水道部次長をもって充てる。
- 6 審査委員会は、次の事項について審査する。
 - (1) 競争入札に参加しようとする業者の資格及び格付に関すること。
 - (2) 一般競争入札における入札参加資格に関すること。
 - (3) 入札参加資格業者に対する入札参加資格の停止に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 審査委員会は、公正にその任務を行い、審議し、公開しないものとし、かつ、審議内容については、秘密を厳守しなければならない。
- 8 審査委員会は、必要の都度委員長が招集する。ただし、委員長が特に軽易と認めたもの又は緊急を要するものについては、持ち回り審議で審査委員会の開催に代えることができる。
- 9 審査委員会の議事は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の同意をもって決定する。

10 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の市職員を審査委員会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(選定委員会)

第3条 指名競争入札における指名業者を選定するため、射水市請負工事等指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。

2 前項に規定するもののほか、選定委員会の組織及び運営については前条(第1項及び第6項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「審査委員会」とあるのは「選定委員会」と読み替えるものとする。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、財務管理部管財契約課に置く。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、審査委員会及び選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(準用)

第6条 測量、設計、地質調査等の業務委託及び清掃等業務委託並びに工事用材料及び物品の購入並びに印刷製本に関する入札参加者の資格審査及び指名業者の選定については、この規程を準用する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年10月11日から施行する。